

滝沢市エネルギー高騰対策事業継続支援金

(令和6年度事業)募集要項【2次募集】

<はじめに>

◆申請受付期間は、**令和6年8月1日（木）から9月30日（月）**までです。

◆1事業者1回のみ（店舗ごとではなく事業者単位）の申請となります。

※1次募集に申請され支援金の交付を受けた事業者は対象外となります。

<書類の受け取り先及び提出先>

◆滝沢市商工会：滝沢市鶴飼御庭田92-3 ※詳しくはP12「申請先の確認」をご確認ください。
申請書は、滝沢市商工会ホームページ又は窓口から取得してください。
原則郵便にて滝沢市商工会へ提出し、お手元に申請書類一式の保管をお願いします。
持参提出の場合は、受け取りのみとさせていただきます。
※滝沢市商工会の会員以外の方でも申請が可能です。

<お問い合わせ先>

本要項の内容を十分にご確認の上、支給要件や申請書類の記載方法等に関してご不明な点がある場合は、下記事務局までお問い合わせください。

滝沢市エネルギー高騰対策事業継続支援金事務局（滝沢市商工会内）

電話番号	019-684-6123
受付時間	午前9時00分から午後5時00分まで（土・日・祝日を除く）
受付期間	令和6年8月1日（木）から令和6年9月30日（月）まで(当日消印有効)

申請にあたって・・・

- ・申請書は、全て書類の不備が解消した日が受理日となります。支援金の支給は、書類が正しい内容を確認できたものから順次行っていく予定です。よって、受理日から支給まで1ヶ月程度を要します。
- ・支援金の不正受給（営業実態を偽って申請すること、事業継続の意思がないのにも関わらず申請すること等）は、犯罪です。警察当局と連携し、厳格に対処します。
- ・申請時の書類の記入は、ボールペンを使用してください。消せるボールペンや鉛筆などの使用は不可です。

滝沢市エネルギー高騰対策事業継続支援金

(令和6年度事業)募集要項

目次

1. 滝沢市エネルギー高騰対策事業継続支援金(令和6年度事業)について

(1) 目的	P. 1
(2) 概要	P. 1
(3) 支給対象	P. 2
(4) 支給額	P. 7
(5) 支給要件等の確認方法	P. 8

2. 申請手続き

(1) 手続きの流れ	P. 12
(2) 申請受付期間	P. 12
(3) 留意事項	P. 13

3. 提出書類

(1) 提出・添付書類に関する注意点	P. 14
(2) 法人の場合	P. 14
(3) 個人事業者の場合	P. 14
(4) 申請書類記載例	P. 15

4. 参考

申請書類の注意事項	P. 24
-----------	-------

1. 滝沢市エネルギー高騰対策事業継続支援金(令和6年度事業)について

(1) 目的

原油価格高騰等による費用増加に直面しているなか、事業継続を図ろうとする中小企業者等に対して、利益減少分の一部を支援することで事業の継続を図っていただくことを目的に支援金を支給するもの。

(2) 概要

■支給対象者 ※次の①から⑩の全てに該当する中小企業者であること。

- ① 滝沢市に本店所在地(履歴事項全部証明書に記載)がある、若しくは、営業所(支店)が滝沢市にある法人等、又は滝沢市内に住所(確定申告書に記載)がある個人事業者等の中小企業者であること。
- ② P. 2から3に定める対象業種を営む事業者であること。
- ③ ●法人の場合：直近(令和6年6月期以前)の事業年度の営業利益が平成31年(令和元年)度から令和4年度中の任意の事業年度の営業利益と比較して10%以上減少している者であること。
なお、営業損失であっても、該当する場合は対象となります。
- 個人の場合：令和5年の所得金額(専従者控除前の所得金額)が平成31年から令和4年中の任意の年の所得金額と比較して10%以上減少している者であること。(※1)
なお、所得金額がマイナスであっても、該当する場合は対象となります。
- ④ 申請時点で事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること。
- ⑤ 2年(2期)以上事業を継続しており、対象事業年度と比較する過去の任意の対象事業年度を含む確定申告を行っていること。(※2)
- ⑥ 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人でないこと。
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- ⑧ 暴力団でなく、又その構成員が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。(※3)
- ⑨ 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- ⑩ 関係法令を遵守していること。

■要件 ※以下の全てに該当すること

- ① 利益(所得)減少
直近(令和6年6月期以前)の事業年度の営業利益が平成31年度(令和元年度)から令和4年度中の任意の事業年度の営業利益と比較して10%以上減少している法人(営業損失であっても、該当する場合は可)、又は令和5年の所得金額(専従者控除前の所得金額)が平成31年から令和4年中の任意の年の所得金額と比較して10%以上減少している個人事業者。(所得金額がマイナスであっても、該当する場合は可)
- ② 事業継続
申請時点で事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること。

■支給額 1中小企業者 15万円

事業者単位で支給します。(店舗等の事業所単位ではありません。)

※1 雑収入がある場合には、公的補助金等の金額を除いたものとする。

※2 何らかの理由により確定申告を免除されている事業者にあつては、当該理由が合理的であり、確定申告書類と同等の書類を適切に作成していた時は支給の対象とする場合があること。

※3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に定めるものをいう。

(3) 支給対象

①対象業種

「確定申告書」や「法人事業概況説明書」、「青色申告決算書」、「(白色)収支内訳書」等に記載している業種が下記の対象業種一覧表に該当する中小企業者を対象とします。

※複数の業種にまたがる場合

売上の過半を占める業種をもって、中小企業者に該当するかどうか判断してください。

大分類	中分類 (又は小分類)
C (鉱業、採石業、砂利採取業)	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D (建設業)	06 総合工事業 07 職別工事業 (設備工事業を除く) 08 設備工事業
E (製造業)	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業 (家具を除く) 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業窯業 21 土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業
F (電気・ガス・熱供給・水道業)	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業
G (情報通信業)	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
H (運輸業、郵便業)	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業 (信書便事業を含む)

大分類	中分類（又は小分類）
I（卸売業、小売業）	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
J（金融業、保険業）	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K（不動産業、物品賃貸業）	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L（学術研究、専門・技術サービス業）	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M（宿泊業、飲食サービス業）	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N（生活関連サービス業、娯楽業）	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O（教育、学習支援業）	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
P（医療、福祉）	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
Q（複合サービス事業）	86 郵便局 87 協同組合（他に分類されないもの）
R（サービス業） 【他に分類されないもの】	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 (931 経済団体) (932 労働団体) (933 学術・文化団体) (939 他に分類されない非営利的団体) 95 その他のサービス業

※ 総務省「日本標準産業分類（平成21年3月23日告示第175号(平成25年10月改定)）」に基づく分類となります。

(3) 支給対象者

②中小企業者の規定

中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社及び個人（ただし、ゴム製品製造業及びソフトウェア業又は情報処理サービス業並びに旅館業にあっては、中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）第1条の規定による）をいいます。（下記表のとおり）

【中小企業要件表】

業 種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業・建設業・運輸業・その他 （下記に掲げる業種を除く）	3億円以下	300人以下
うちゴム製品製造業（自動車又は航空機 用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用 ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
うちソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
うち旅館業（宿泊業）	5,000万円以下	200人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下

※ 上表は対象業種を示すものではありません。対象業種については、対象業種一覧表（P. 2～3）をご確認ください。

※ その他の法人や組合、法人格のない社団等も上記表の要件に該当し、中小企業者と同等の規模で営利事業を営み、その事業収入について決算や確定申告等を行っている場合は申請することができます。また、出資金等がない団体の場合は、従業員数で中小企業要件を判断します。

（例：特定非営利活動法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人 等）

(3) 支給対象者

③従業員の定義

中小企業者の定義における従業員の考え方は「解雇の予告を必要とする者」とされています。従って、アルバイトやパートタイム労働者であっても、期間の定めなく雇用されていたり、期間を定めて雇用していても契約を更新している場合は、「解雇の予告を必要とする者」に含まれますので、従業員としてカウントしてください。

④支給対象とならない中小企業者

ア 「みなし大企業」に該当する法人

- ①発行済株式の総額又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者
- ②発行済株式の総額又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している事業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める事業者

イ その他、支給対象とならない中小企業者

- ①●法人の場合：直近（令和6年6月期以前）の事業年度の営業利益または営業損益が平成31年（令和元年）度から令和4年度の中の任意の事業年度の営業利益と比較して10%以上減少していない中小企業者
 - 個人の場合：令和5年の所得金額（専従者控除前の所得金額）が平成31年から令和4年の中の任意の年の所得金額と比較して10%以上減少していない個人事業者
- ②申請時点で事業を休業している、または事業を継続する意思がない中小企業者
確定申告書第一表における「収入金額等」の欄の「事業収入」を申告している場合であっても、使用人（雇用主）との間で雇用契約を締結している労働者
- ③主たる売上が農林漁業収入が占める中小企業者
- ④その他の支給要件に該当しない中小企業者
- ⑤1次募集に申請され支援金の交付を受けた事業者

⑤個人事業者の規定

個人事業者とは、原則として、収入を所得税確定申告書第一表における「収入金額等」の欄の「事業収入」によることとして申告している「継続・反復して事業を行っている個人」を指します。

ただし、同申告書において、収入を「雑所得」・「給与」・「不動産」として申告している場合は、事業実態を確認する資料により個別に判断します。

●フリーランスや、主たる収入を「雑所得」・「給与」で確定申告した個人事業者の場合

フリーランスや主たる収入を「雑所得」・「給与」で確定申告した個人事業者は以下の条件により判断します。

- 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、「雑所得」または「給与所得」の収入(以下、「業務委託契約等収入」という)として扱われる収入を主たる収入としていること。**
- ①所得減少要件の基準月を含む事業年の確定申告において、確定申告書第一表の「収入金額」の「事業」欄に記載がないこと。
※確定申告書第一表の「収入金額」の「事業」欄に記載のある方は、通常通り申請を行ってください。
 - ②確定申告書第一表における「収入金額等」の欄のうち、「給与」・「雑業務」・「雑その他」の欄に含まれる業務委託契約等収入の合計が、収入区分の㉠～㉢の中で最も大きいこと。

(3) 支給対象者

⑤個人事業者の規定

【追加書類】

業務委託契約書等の写し（契約書の名称が「雇用契約」、「労働契約」、「委任契約」等の契約書ではないこと）、支払調書の写し、源泉徴収票の写し、支払明細書の写し、報酬が支払われたことが分かる通帳の写し、国民健康保険被保険者証の写し等

●不動産賃貸業を営む個人事業者が申請する場合

個人事業者が不動産賃貸業として申請を行う場合は、原則として、不動産賃貸業を主たる「事業」として行っていることを要件とします。

不動産賃貸業を営む場合でも、ほかに事業収入を有し、不動産賃貸業以外の業種で申請する場合には、比較する売上に不動産収入を含めません。

【追加書類】

不動産所得用の青色申告決算書・(白色)収入内訳書等

※不動産賃貸業であっても、物件の全てが同一代表者間による貸し付け（個人⇒法人／法人⇒個人）の場合は対象となりません。

●対象外となる場合

確定申告書第一表の「収入金額等」の欄の「事業収入」を申告している場合であっても、使用人（雇用主）との間で雇用契約を締結している労働者が事業を副業として営んでいる場合は、本支援金は対象外です。

(3) 支給対象者

以下の3つの支給要件等を全て満たしているか具体的にご確認の上、申請書を作成してください。

要件1 利益（所得）減少

- 法人の場合：直近（令和6年6月期以前）の事業年度の営業利益が平成31年（令和元年）度から令和4年度の中の任意の事業年度の営業利益と比較して、10%以上減少している者であること。（**営業損失であっても、該当する場合は可**）
- 個人の場合：令和5年の所得金額（専従者控除前の所得金額）が平成31年（令和元年）から令和4年の中の任意の年の所得金額と比較して10%以上減少している者であること。（**所得金額がマイナスであっても、該当する場合は可**）

要件2 事業継続の意思

申請時点において事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること。

(4) 支給額

支給額は下記の通りです。事業者単位で支給します。（店舗等の事業所単位ではありません。）

1 中小企業者

15万円

(5) 支給要件等の確認方法

参考 ①利益（所得）確認書類の例

ウ. 個人事業者（白色申告）の場合

①対象年（令和5年）の所得確認書類

令和5年分収支内訳書の所得金額（専従者控除前の所得金額）

②基準年（平成31年（令和元年）～令和4年）の所得確認書類

収支内訳書の所得金額（専従者控除前の所得金額）

令和〇〇年分収支内訳書（一般用）

提出用（令和元年分以降用）

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

FA0303

住所 氏名 事務所所在地 税務士等 電話番号

事業所所在地 電話番号（事業用） 税務士等 電話番号

業種名 番号 加入団体名

令和 年 月 日 (自 月 日 至 月 日)

○給料賃金の内訳

氏名 氏名 給与 合計 所得控除 所得控除後の金額

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名 報酬等 必要経費 合計

○事業専従者の氏名等

氏名 氏名 所得控除後の金額

確定申告書の所有金額 (確定申告書)

収支内訳書 赤枠⑩に記載された金額

参考 ②その他

◆特例

工. 事業承継（死亡等）

所得を比較する2つの年の間に事業の承継を受けた場合、所得減少要件の対象年の所得金額（専従者控除前の所得金額）が、所得減少要件の基準年の事業承継前の各人の所得金額（専従者控除前の所得金額）を合算したものと比べて10%以上減少している場合、（証拠書類等並びに算定式及び基本情報について）特例を適用することができます。

【追加の提出書類】

①個人事業者の開業・廃業等届出書の写し

所得減少要件の基準年と対象年の間に事業の引継ぎが行われたことが明記されていること

②事業承継前の所得要件の基準年の前事業者及び後継者の 確定申告書第一表の写し

後継者が事業承継前に事業をしていない、または確定申告をしていない等の理由により、確定申告書の写しを提出できない場合は、提出不要です。その場合は所得の合算は行いません。

【追加提出書類の注意事項】

■個人事業の開業・廃業等届出書の写し※以下の要件が満たされていることが条件です。

- ①「届出の区分」欄において「開業」が選択されていて、事業承継した者の住所及び氏名(前事業者)から、事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。
- ②開業日が、所得を比較する2つの年の中にあること。
- ③收受日付印が押印(e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。

なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」を添付すること。

收受日付印が押印されていること

個人番号を黒塗りまたは目隠しすること

「届出の区分」欄において「開業」が選択されていること

事業承継した者(前事業者)の個人確定申告書に記載の住所・氏名から、事業の引継ぎが行われていることが明記されていること

「開業・廃業等日」欄において開業日が、所得を比較する2つの年の中にあること

(5) 支給要件等の確認方法

参考 ②その他

◆特 例

オ. 法人成り、個人成り

申請者が法人で、営業利益（所得）を比較する2つの年の間に個人事業者から法人化した場合、法人化前に個人事業者として作成した資料（確定申告書、決算書等）を証拠資料とすることができます。

また、申請者が個人事業者で、営業利益（所得）を比較する2つの年の間に法人から個人事業者となった場合、個人成り前に法人として作成した資料（確定申告書、決算書等）を証拠資料とすることができます。

【追加の提出書類】

■法人成りの場合 個人事業の廃業届出書

■個人成りの場合 登記事項証明書(解散登記記載のもの)

カ. NPO、公益法人など

申請者が特定非営利活動法人、公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）で、確定申告を行っていない場合、（証拠書類等並びに算定式及び基本情報について）特例を適用することができます。ただし、どの団体等もP. 3から4に示す業種を主たる業種として事業活動を行っている場合に適用するものです。

※事業収入には補助金、助成金、寄付金等を含めますが、継続性のない一時的に得た補助金等（建物建設のために一時的に得た補助金等）は除きます。

※法人税法別表第二に該当する法人は、こちらからご覧ください。

(e-Gov 法令検索：<https://elaws.e-gov.go.jp/>)



【追加の提出書類】

以下の収入が確認できるもの

法人種別	収入の計算書類等
特定非営利活動法人	活動計算書
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人、公益社団法人	正味財産増減計算書

2. 申請手続き

(1) 手続きの流れ

①申請先の確認

住 所	滝沢市鶉飼御庭田92-3
電 話 番 号	019-684-6123
電 話 受 付 時 間	午前9時00分から午後5時00分まで(土・日・祝日を除く)
書類申請受付期間	令和6年8月1日(木)から令和6年9月30日(月)まで(当日消印有効)

商工会のホームページ内においても掲載しております。ご確認ください。

【ホームページ】

(名称) 滝沢市商工会

(URL) <https://takizawashi-shokokai.com/>



②申請書類の取得

申請書類は、商工会のホームページからダウンロードするか、商工会の窓口にてお受け取りください。

※8月1日(木)以降、商工会のホームページ等でお知らせします。

②支援金の申請

提出書類の不備があった場合は**郵送にて返却**いたしますので、再度提出をお願いいたします。

提出書類については必ず写しを取り、保管してください。

保管にあたっては、申請から5年間(令和12年3月31日まで)保管する必要があります。また、申請内容については必ずご自身で把握してください。

※商工会の会員以外の方でも申請が可能です。

(2) 申請受付期間

令和6年8月1日(木)から令和6年9月30日(月)まで (当日消印有効)

※なお、執行状況によっては、締切を前倒しする場合があります。

(3) 留意事項

- 必要に応じて、申請内容の説明や資料の追加提供等を求めることがあります。
- 提出書類に不備があったり、判読が困難（コピーが薄い、文字や数字が読みにくい等）であったりする場合には、再提出等をお願いすることがあります。この場合、支給までに相当な時間を要することがありますので、申請前に提出する書類の確認を十分に行ったうえで、申請してください。また、申請内容については必ずご自身で把握してください。
- 本支援金は他の補助金等との併給を可としていますが、他の補助金等において併給を禁止している場合もありますので個別にご確認ください。
- 審査の結果、支援金を支給する旨を決定したときは、後日通知いたします。なお、支給しない旨の決定をしたときは、その旨と理由をお示しします。
- 支援金の支給後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消します。
この場合、申請者は、滝沢市商工会に支援金を返金するとともに、加算金や期限までに納付しなかった場合には延滞金をお支払いいただくこともありますので、ご承知おきください。
- 不正受給は犯罪です。警察当局と連携し、厳正に対処します。**
- 滝沢市商工会や滝沢市が申請内容（営業実態や事業継続の有無等）について調査する場合があります。その場合、申請者は滝沢市商工会や滝沢市に協力するとともに、速やかに状況を報告してください。
- 申請書に記載された個人（法人）情報は、支援金の審査・支給の目的で使用し、その他の目的には使用しません。
- 会計処理に当たっては、支援金収入を他の収入と区別できるようにしてください。
本支援金は課税対象となります。

3. 提出書類

(1) 提出・添付書類に関する注意点

- 以下の申請書類を提出してください。
- 各書類に関する詳細は、それぞれ該当する提出書類一覧表（法人用または個人事業者用）をご確認ください。
- 申請時及び支給後においても、追加書類の提出及び説明を求められることがあります。
- 申請時の書類の記入には、ボールペンを使用してください。（消せるボールペンや鉛筆等は使用不可）
- 提出書類は全て **A4サイズ** でご提出ください。

(2) 法人の場合

1	【様式第1号】滝沢市エネルギー高騰対策事業継続支援金(令和6年度事業)申請書兼請求書
2	【様式第3号】提出書類一覧表(法人) ※個人事業者用と間違わないよう注意
3	【様式第5-1号】支給要件確認表
4	【様式第6号】誓約書(※要自署) ※☐の記載を確認すること
5	●法人税確定申告書(別表1)の写し(基準年度と対象年度分)
6	●営業利益減少要件を満たすことが分かる書類(基準年度と対象年度分の損益計算書)
7	●履歴事項全部証明書の写し(発行から3ヶ月以内のもの)
8	●振込先の口座情報が確認できる通帳等の写し(表面と見開きのページ)

(3) 個人事業者の場合

1	【様式第1号】滝沢市エネルギー高騰対策事業継続支援金(令和6年度事業)申請書兼請求書
2	【様式第4号】提出書類一覧表(個人) ※法人用と間違わないよう注意
3	【様式第5-2号】支給要件確認表
4	【様式第6号】誓約書(※要自署) ※☐の記載を確認すること
5	●所得税確定申告書(第一表)の写し(基準年と対象年分)
6	●青色申告決算書(1, 2ページ)または収支内訳書(1ページ)の写し(基準年と対象年分)
7	●本人確認書類 ・国民健康保険被保険者証(又は後期高齢者医療被保険者証)、運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面)等の写しのいずれか1つ
8	●振込先の口座情報が確認できる通帳等の写し(表面と見開きのページ)

3. 提出書類

(4) 申請書類記載例 【様式第3号】 提出書類一覧表 (法人用)

この用紙のチェック欄の口に✓をし、写しを提出してください。

様式第3号

提出書類一覧表			法人用	
法人名	法人名・代表者職・氏名を記入してください。			
代表者職				
資料番号	提出書類	説明・留意事項	自己チェック	事務局チェック
◆様式関係				
1	提出書類一覧表 (法人用) ※様式第3号本紙	・この用紙の「自己チェック」欄の口に✓し、写しを提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	滝沢市エネルギー高騰対策事業継続支援金 (令和6年度事業) 申請書兼請求書 ※様式第1号		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	支給要件確認表 ※様式第5-1号		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	誓約書 ※様式第6号		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
◆添付書類				
5	(法人税) 確定申告書の写し	・比較する基準年度を含む申告期のものを出してください (申告済みであれば対象年を含む申告書も提出)。 ・電子申告日等の記載、税務署受領印または電子申告受信通知のあるものを提出してください。 ・受領印等の記載がない場合には、申告期に応じた納税証明書 (写し可) を併せて提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	利益減少要件を満たすことが分かる書類	・申請する対象年度の損益計算書 (写し) ※営業所(支店)での申請の場合 …事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の申告書(第二十号様式)の写しを提出のこと ・比較する基準年度の損益計算書 (写し)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	履歴事項全部証明書	・発行から3か月以内のものを提出してください (写し可)。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	振込 帳等	履歴事項全部証明書は、発行から3ヶ月以内のものをご提出ください。期限がきれているものでは審査ができません。再提出が必要となりますのでご注意ください。 ・振込先口座は、申請者名と同じ名義の通帳に限ります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3. 提出書類

(4) 申請書類記載例 【様式第4号】提出書類一覧表（個人事業者用）

この用紙のチェック欄の口に✓をし、写しを提出してください。

様式第4号

提出書類一覧表				個人事業者用	
氏名	氏名・住所を記入してください。				
住所					
資料番号	提出書類	説明・留意事項	自己チェック	事務局チェック	
◆様式関係					
1	提出書類一覧表（個人用） ※様式第4号(本紙)	・この用紙の「自己チェック」欄の口に✓し、写しを提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	滝沢市工エネルギー高騰対策事業継続支援金（令和6年度事業）申請書兼請求書 ※様式第1号		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	支給要件確認表 ※様式第5-2号		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4	誓約書 ※様式第6号		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
◆添付書類					
5	(所得税)確定申告書(第一表)の写し	・比較する基準年を含む申告期のもを提出してください。 ・電子申告日等の記載、税務署受領印または電子申告受信通知のあるものを提出してください。 ・受領印等の記載がない場合には、申告期に応じた納税証明書（写し可）を併せて提出してください（発行期間が終了した場合は、過去の書類の写しでも可）。 ・市町村民税・県民税の申告のみ行っている場合には、当該申告書の写しを提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6	青色申告決算書（1,2頁）又は （白色）収支内訳書（1頁）	・5の申告期と対応するものを提出してください（写し可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7	所得減少要件を満たすことが分かる書類	・申請する対象年の所得が確認できる書類（写し） ①青色申告の場合 確定申告書+青色申告決算書（1～2ページ） ②白色申告の場合 確定申告書+収支内訳書（1～2ページ） ※1 確定申告書に受領印または電子申告日時記載がない場合は、別途納税証明書その2が必要です。 ※2 雑収入が有る場合には、公的補助金等を除いた金額を記載してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8	本人確認書類	・国民健康保険被保険者証（または後期高齢者医療被保険者証）、運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面）等の写しのいずれか1つ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9	振 帳	・本人確認証は、氏名・住所（自宅住所）・生年月日が分かるもので、パスポート・国際免許証等の上記情報が確認できない書類は不可となります。 ・使用済み穴あきのものは無効です。 ・振込先口座は、申請者名と同じ名義の通帳に限ります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

3. 提出書類

(4) 申請書類記載例 【様式第1号】申請書兼請求書

訂正する場合は修正液や修正テープは使用せず、二重線にて修正してください。

様式第1号（第6条関係）

申請日は必ずご記入ください

令和 年 月 日

滝沢市エネルギー高騰対策事業継続支援金（令和6年度事業）申請書兼請求書

滝沢市商工会 会長 様

以下のとおり、滝沢市エネルギー高騰対策事業継続支援金（令和6年度事業）の支給を申請します。

請求額 15万円

申請者情報			
申請者区分	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人		
フリガナ			
法人名または屋号			
代表者職(※法人のみ)			
フリガナ			
代表者氏名			
所在地	〒		
法人：本店所在地	岩手県		
個人：確定申告書記載の住所			
中小企業要件の確認			
主たる業種分類	大分類	中分類	
主な業務内容			
	円 従業員数	正社員	人 パート等
担当者			
電話番号		FAX	
電子メール			
住所(上記住所と異なる場合)			
※申請者住所と異なる住所を通知書等の郵送先として希望される場合に記載してください。			
口座情報			
金融機関名		金融機関コード	
本・支店名		支店コード	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		

住所の記載は、履歴事項全部証明書（法人）、確定申告書(個人事業者)に合わせて下さい。

募集要項の対象業種一覧から、大分類及び中分類を記入してください。

日中、確実にご連絡のつく電話番号、通知の送り先住所を記入してください。確認の連絡をする場合があります。

- ・金融機関コード、支店コードは通帳やキャッシュカードを確認し、記入してください。
- ・口座名義は、通帳に記載のとおり記入してください。
- ・申請者と口座名義人が異なる場合はお支払いをすることができません。

3. 提出書類

(4) 申請書類記載例 【様式第5-1号・5-2号】支給要件確認表

添付書類をもとに誤りのないように記載してください。

様式5-1

支給要件確認表（法人）

申請者名 (法人…法人名)	
------------------	--

支援金の支給を受けるためには「1 利益減少要件」を満たす必要があります。

1 利益減少要件

①対象年度の利益が、②基準年度の利益と比較して**10%以上**減少している場合に要件を満たします。

①対象年度 【直近の事業年度の営業利益】	②基準年度 【H31年(R1年)度～R4年度の期間のうち、任意の年度の営業利益】	利益減少率
R5	R5	

※1

P20 の記載例を参考に、【※1】の営業利益の金額を、該当する対象月と基準月に、それぞれ記入してください。計算式が含まれているので、自動で減少率が表示されます。
※営業損失であっても、該当する場合は対象となります。

この場合、対象年度の利益が基準年度の利益と比較して12.5%減少しているため、要件を満たします。

様式5-2

支給要件確認表（個人）

申請者名 (個人…事業者氏名)	
--------------------	--

支援金の支給を受けるためには「1 所得減少要件」を満たす必要があります。

1 所得減少要件

①対象年の所得が、②基準年の所得と比較して**10%以上**減少している場合に要件を満たします。
雑収入に公的補助金等が含まれていない場合は、「補助金等の額無し」の□にチェック(✓)を入れてください。

①対象年 【R5年の所得】	②基準年 【H31～R4の期間のうち、任意の1年】	(雑収入除く)
R5	R5	
対象年に雑収入が有る場合は公的補助金等の金額	対象年に雑収入が有る場合は公的補助金等の金額	補助金等の額無し
R5	R5	✓

※2

※3

P21～22 の記載例を参考に、【※2】【※3】の金額を、該当する対象月と基準月に、それぞれ記入してください。計算式が含まれているので、自動で減少率が表示されます。
※所得金額がマイナスであっても、該当する場合は対象となります

対象年に雑収入が有る場合は公的補助金等の金額	対象年に雑収入が有る場合は公的補助金等の金額	補助金等の額無し
R5	R2	

この場合、対象年の所得が基準年の所得と比較して12.5%減少しているため、要件を満たします。

様式5-1

支給要件確認表（法人）

申請者名 (法人…法人名)	
-------------------------	--

■法人

< 下記の記載例を参考に計算しています >

(基準年度の利益(R2) - 対象年度の利益(R5)) ÷ 基準年度の利益(R2) × 100 = 利益減少率

$$4,000,000 \text{ 円} - 3,500,000 \text{ 円} \div 4,000,000 \text{ 円} \times 100 = 12.5\%$$

R5		円			円	
----	--	---	--	--	---	--

記載例						
①対象年度 【直近の事業年度の営業利益】			②基準年度 【H31年(R1)度~R4年度の期間のうち、任意の年度の営業利益】			利益減少率
R5	3,500,000	円	R2	4,000,000	円	12.5%
この場合、対象年度の利益が基準年度の利益と比較して12.5%減少しているため、要件を満たします。						

■個人

< 下記の記載例を参考に計算しています >

●雑収入が無い場合

(基準年の所得(R2) - 対象年の所得(R5)) ÷ 基準年の所得(R2) × 100 = 利益減少率

$$1,400,000 \text{ 円} - 1,000,000 \text{ 円} \div 1,400,000 \text{ 円} \times 100 = 28.5\%$$

●雑収入が有る場合 ※公的補助金等の金額のみを記載する

(基準年の所得(R2) - 基準年の雑収入(R2)) → 基準年の所得 (A)

(対象年の所得(R5) - 対象年の雑収入(R5)) → 対象年の所得 (B)

(基準年の所得(A) - 対象年の所得(B)) ÷ 基準年の所得(A) × 100 = 利益減少率

$$1,000,000 \text{ 円} - 875,000 \text{ 円} \div 1,000,000 \text{ 円} \times 100 = 12.5\%$$

記載例						
①対象年 【R5年の所得】			②基準年 【H31~R4の期間のうち、任意の1年】			所得減少率 (雑収入除く)
R5	1,000,000	円	R2	1,400,000	円	12.5%
対象年に雑収入が有る場合は公的補助金等の金額			対象年に雑収入が有る場合は公的補助金等の金額			補助金等の額無し
R5	125,000	円	R2	400,000	円	
この場合、対象年の所得が基準年の所得と比較して12.5%減少しているため、要件を満たします。						

法人
損益計算書

損益計算書

(自 令和__年__月__日 至 令和__年__月__日)

株式会社 ○○○

単位：千円

科 目	金 額
売上高	
売上原価	
売上総利益	0
販売費及び一般管理費	
営業利益	0
営業外収益	
受取利息	
雑収	
営業外収益	
支払利息	
経常利益	0
特別利益	
貸倒引当金戻入	0
特別損失	
固定資産売却損	0
税引前当期純利益	0
法人税及び住民税等	
当期純利益	0

※1

様式第5-1「支給要件確認表(法人)」の対象年度・基準年度に、赤下線部の金額を【※1】にそれぞれ記入する。
※営業損失であっても可

青色申告
決算書(一般)

※この決算書は、電算機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

令和 0 年分所得税青色申告決算書(一般用)

FA3000

住所	フリガナ氏名	依頼税務士等
事務所所在地	氏名(名称)	事務所所在地
業種名	電話番号(事業用)	電話番号
法人番号	加入団体名	

令和 年 月 日 損益計算書(自 月 日 至 月 日)

提出用	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)
令和二年分以降適用	売上(収入)金額(雑収入を含む)	①	消耗品費	①	貸倒引当金	①
	戻上商品(製品)類	②	減価償却費	②	各債引当金	②
	仕入金額(消費税別)	③	福利厚生費	③	貸倒引当金	③
	小計(②+③)	④	給料賃金	④	計	④
	戻上商品(製品)類	⑤	外注工賃	⑤	専従者給与	⑤
	差引戻額(⑤-②)	⑥	利子割引料	⑥	貸倒引当金	⑥
	差引金額(①-③)	⑦	地代家賃	⑦	計	⑦
	租税公課	⑧	貸倒金	⑧	青色申告特別控除前の所得金額(⑦+⑧-④)	⑧
	荷造運賃	⑨	計	⑨	青色申告特別控除額	⑨
	水道光熱費	⑩	差引金額(⑦-⑨)	⑩	所得金額(⑧-⑨)	⑩
	旅費交通費	⑪				
	通信費	⑫				
	広告宣伝費	⑬				
	接待交際費	⑭				
	損害保険料	⑮				
修繕費	⑯					

※2



令和 0 年分

FA3026

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

提出用	月	売上(収入)金額
令和五年分以降適用	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
	8	

様式第5-2「支給要件確認表(個人)」の対象年・基準年に赤枠の金額を【※2】【※3】にそれぞれ記入する。
※所得金額がマイナスであっても、該当する場合は対象となります。

※3

○貸倒引当金繰入額の計算(この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)

項目	金額(円)
個別評価による本年分繰入額(「個別評価による貸倒引当金」の項を読んでください。)	①
一括評価による本年分繰入額(「一括評価による貸倒引当金の繰入れの対象となる貸倒引当金の合計額」の項を読んでください。)	②
本年分繰入額(①+②)	③
本年分の貸倒引当金繰入額	④
本年分の貸倒引当金繰入額(③+④)	⑤

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	貸借物件	本年中の貸借料・検定金等	左の貸借料のうち必要経費戻入額
		借入 借出 検定 戻入	
計			

○青色申告特別控除額の計算(この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

項目	金額(円)
本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	⑥
青色申告特別控除前の所得金額(1ページの「損益計算書」の移転の金額を当ててください。)	⑦
85万円又は85万円を超えるが90万円未満の金額(本業所得から差し引かれる「青色申告特別控除」の項を読んでください。)	⑧
青色申告特別控除額(85万円又は90万円-⑧)と⑦のいずれか少ない方の金額	⑨
上記以外10万円と⑧のいずれか少ない方の金額(本業所得から差し引かれる「青色申告特別控除」の項を読んでください。)	⑩
の場合、青色申告特別控除額(10万円-⑩)と⑨のいずれか少ない方の金額	⑪

白色申告
収支内訳書(一般)

令和〇〇年分収支内訳書(一般用)

FA7001

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号(自宅) 電話番号(事業所)	氏名(名称)
業種名	加入団体名	電話番号

※3

様式第5-2「支給要件確認表(個人)」の対象年・基準年に赤枠の金額を【※2】【※3】にそれぞれ記入する。
※所得金額がマイナスであっても、該当する場合は対象となります。

※2

白色申告
収支内訳書(不動産)

令和〇〇年分収支内訳書(不動産所得用)

FA0323

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
職業	電話番号	氏名(名称) 電話番号

※3

様式第5-2「支給要件確認表(個人)」の対象年・基準年に赤枠の金額を【※2】【※3】にそれぞれ記入する。

※2

3. 提出書類

4) 申請書類記載例 【様式第6号】誓約書

記載内容を確認のうえ、記入してください。

様式第6号

誓約書

誓約内容をよく確認したうえで、してください。
1つでもが無い場合には、支援金を支給できません。
(虚偽のをしていることが判明した場合には、支給した支援金を返納していただきます。)

一切申し立てません。

また、万が一認定が取り消された場合や、支給決定通知書の到着及び本支援金受給後に廃業した場合も返金に応じます。

チェック欄（確認の上、にを記入してください）

- 本支援金の支給の申請に当たっては、滝沢市エネルギー高騰対策事業継続支援金（令和6年度事業）募集要項を確認しており、当該要項に記載のある要件を満たし、必要な書類を全て添付していることを誓約します。
- 申請内容の確認のため、報告や現地調査を求められた際には協力します。
- 申請に当たり添付した書類について、原本と相違ないことを証します。
- 無資格受給や不正受給が発覚した場合には、本支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等について公表等の措置が取られる場合があることに同意します。
- 提出した書類の情報等が、本支援金の事務のために第三者に提供される場合及び本支援金の支給等に必要範囲において申請者の個人情報第三者から取得される場合があることについて同意します。
- 申請者は、申請日時点で事業を営んでおり、本支援金受給後も事業を継続する意思を有しています。
- 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていません。
- 申請者は、暴力団（※）でなく、またその構成員は暴力団員（※）又は暴力団員と密接な関係を有する者ではなく、申請事業者の経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。
- 申請者は、政治団体又は宗教上の組織若しくは団体ではありません。
- 申請者は、関係法令を遵守しています。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定めるものをいう。

日付は必ずご記入ください。

令和 6 年 月 日

法人名又は屋号	
代表者職（法人の場合のみ）	
代表者氏名 ※要自署	氏名は自筆で署名してください。

4. 参考

●申請書類の注意事項

法人・個人事業者共通の注意点

○ 確定申告書

提出いただく確定申告書については、以下の①から③のいずれかの記載があることが必要です。

- ①電子申告日時等が記載されているもの
- ②税務署受領印があるもの
- ③電子申告受信通知書があるもの（受信通知書を別途添付）

※上記①～③のいずれかを満たさない場合には、申告期・申告年度に応じた「納税証明書」を添付してください。
（税務署で納税証明書その2「法人税」又は「所得税及び復興特別所得税」を取得してください。）

○ 口座名義について

見開き両面のカナ名義の通りに記入してください。カナ名義に代表者役職・氏名が含まれていない場合には、記入不要です。

法人の注意点

○ 確定申告書は「法人税」のものを提出してください。（×都道府県民税、市民税、消費税など）

The image shows a form for Corporate Tax Return (確定申告書). A red box highlights the section for '法人税' (Corporate Tax), which includes '日 事業年度分の法人税 申告書' and '課税事業年度分の地方法人税 申告書'. Other sections include '青色申告 一通番号', '業種', '業年度', '売上金額', and '申告年月日'.

○ 営業所(支店)での申請の場合は別途、事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の申告書(第二十号様式)の写しを、提出してください。

※受付印が押印してあり、所在地欄に「滝沢市」と記載されていること

The image shows a form for Municipal Resident Tax Return (第二十号様式). A red box highlights the '受付印' (Receipt Stamp) and the '所在地' (Address) field, which is filled with '滝沢市'. Other fields include '令和 年 月 日', '法人番号', '申告年月日', 'この申告の基礎', '事業種目', and '期末現在の資本金の額又は出資金の額'.

個人事業者共通の注意点

- 確定申告書は「所得税」のものを提出してください。

税務署長 令和 年 月 日		令和 〇 年分の		所得税及び復興特別所得税の		申告書B		FA2200	
住所 〒		個人番号		生年月日		フリガナ		氏名	
又 は 事業所事務所等所など		フリガナ		氏名		職業		屋号・雅号	
令和 年 1 月 1 日の住所		世帯主の氏名		世帯主との続柄		整理番号		電話番号 自宅・勤務先・携帯	
(単位は円)		種類 青色 分離 国出 損失 修正		特農の表示 特農		課税される所得金額 (12-29) 又は第三表上の⑳に対する税額 又は第三表の㉑		⑳ 〇〇〇	
事業等 ⑦		業 ①							

第一表 (令和二年分)

※所得税申告をしていない場合は、「市県民税申告書」を提出してください。

令和6年度分		市民税・県民税 (国民健康保険税)		申告書	
滝沢市長 様		令和6年1月1日の住所		行政区番号	
年 月 日提出		フリガナ		大・昭 年 月 日	
氏名		生年月日		勤務先 電話番号	
フリガナ		世帯主との続柄		電話番号 自宅・携帯	
世帯主 氏名				個人番号	

② 所得から差し引かれる金額に関する事項

<お問い合わせ及び申請先>

滝沢市エネルギー高騰対策事業継続支援金事務局

電話番号	019-684-6123
電話受付時間	午前9時00分～午後5時00分まで（土・日・祝日を除く）
申請書類送付先	〒020-0665 滝沢市鶉飼御庭田92-3 滝沢市商工会内
申請受付期間	令和6年8月1日（木）～令和6年9月30日（月）まで（当日消印有効）